

2005年10月20日

SUIGENREN
DAYORI
No.34

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

12月10日・11日
水源連第12回総会
ハッ場ダム現地見学会開催



《目次》

・12/10・12はハッ場ダム現地へ	2p
・ハッ場ダム、現地の状況と下流域の運動」	4p
・利根川・淀川などの河川整備基本方針を急ピッチで策定する動き	13p
・川辺川収用申請取り下げ	17p
・徳山ダム残存山林「公有地化事業の伸展」の不思議	19p
・渡良瀬遊水池における新たなたたかい-大規模掘削計画浮上-	23p
・利根川中流部の堤防拡幅計画	27p
・静岡県「太田川」利水計画の基本的問題	29p

12/10~11は、八ッ場ダム現地へ

水源連総会と現地見学会

水源連は12回目の総会・現地見学会を12月10日、11日に開催します。
今年の総会・現地見学会は、八ッ場ダム事業に焦点を当てます。

はじめにお断りしておかなければならぬことがあります。

恒例であれば、総会・現地見学会と全国集会を抱き合させて開催するのですが、今年は地理的条件および現地の状況が厳しいので、総会・現地見学会のみとします。本来であれば総会を水没予定地にある川原湯温泉で持つのですが、現地の状況を考慮して、中之条で開催します。その厳しい状況と川原湯温泉・吾妻渓谷の風情を共有することも今回の焦点であることから、宿舎は川原湯温泉の旅館とします。

現地見学会では、八ッ場ダム事業の問題点を浮き彫りにしている所を回る予定です。

(現地の状況と下流域での反対運動については後記の<参考>をごらんください。)

総会では、八ッ場ダム問題のほかに、①国が土地収用法に基づく収用裁決申請を取り下げたことにより、更に「中止」に向けた取り組みを強化している川辺川ダム反対運動、②環境影響評価法に基づきながらその常軌を逸したスコーピング（環境影響評価の内容を絞り込む手続き）を強行しようとしている山鳥坂ダム、③平均年齢80歳近い皆さんのが「寒霞渓を守り抜く」ことを合言葉にして取り組んでいる内海ダム再開発反対運動、④まったく根拠のない県事業としてのダム事業に国税を注ぎ込む補助ダムの実態、⑤数々の違法性もなんのその、ただひたすらに試験湛水にこぎつけたい徳山ダム、⑥土地収用法の適用に巧みに対応している辰巳ダム反対運動・・・など、さまざまな局面にある各地からの報告を受け、それぞれのダム反対運動に勝利してゆくことに向かう討議をしましょう。

今年になって異常な速度で進行している河川整備基本方針策定の動きへの対応、社会资本整備審議会への対応について話し合い、それに続くであろう河川整備計画策定に私たちが求める住民参加をどのようにして勝ち取るのか、を検討しましょう。

補助ダム問題は、事業主体である県から国土交通省への申請書がその様式に従って間違いなく書かれていれば、ほぼ自動的に補助ダムへの補助金交付が認められることに問題があります。国土交通省の担当者が申請書に書かれていることを具体的には何も検証していないのが実態です。「県のことは県がきちんとすべきであって、国が口を挟むことではない」というのが担当者の言い分ですが、税金を使う以上は国がチェック機能を発揮していない実態を正さなければなりません。

海外へのダム輸出も大きな問題です。公害企業が日本を離れて海外で公害を撒き散らしたと同様に、ODAという形でのダムが地元住民を苦しめています。日本国内のダム反対運動連絡組織である水源開発問題全国連絡会としても、ダム輸出への対応を考えていきましょう。

「一つ一つのダム問題に勝利してゆくこと」を共通の思いとし、それに向かうお互いの支援、本省との交渉、国会を通じての追及などについて、総会の場で論議したいと思います。

水源連総会、現地見学会の日程と参加募集の要項は別紙のとおりです。八ッ場ダム問題を焦点にすえた、総会および現地見学会への参加を、多くの方が申し込みられるようお願いいたします。

水源連総会・八ッ場ダム予定地現地見学会の概要

12月10日午後1時～5時 総会

- ◆ 総会会場： 中之条ツインプラザ 会議室、
JR中之条駅下車 約700m 8分（詳しくは別紙参照）
- ◆ 受付開始時刻： 12時30分より 総会資料代 500円
- ◆ 宿泊及び夕食・懇親会（午後7時より）会場： 川原湯温泉の旅館
総会終了後、列車で川原湯温泉宿に移動します。川原湯温泉で宿泊・懇親会（詳しくは参加申込者に別途お知らせします。）
宿泊費（夕食・懇親会・朝食含む）は1万2千円を予定しています。（懇親会の状況により別途追加させて頂く場合があります。）見学会も含むと1万6千円です。

総会会場へのアクセス

鉄道：JR吾妻線、中之条駅下車7～8分（地図参照）

東京、上野駅午前10：00発特急草津3号にお乗り下さい。

途中、高崎（11：21）を経由し12：01に中之条駅着です。

次の列車は12：00上野発、草津5号 中之条駅14：01着です。

それ以外では、高崎発12：44、13：56、14：49、15：32、16：50の各駅停車があり中之条駅まで約1時間かかります。

※ 昼食の用意はありません。各自で昼食をすませておいで下さい。

中之条駅前にはそば屋などの食堂があります。

12月11日 現地見学会

現地見学会（マイクロバスにて移動）

参加費 3500円（バス代・車内での昼食込み）

8：30 川原湯温泉出発

ダムサイト計画地・川原畑・代替地・品木ダム等を見学

13：00 JR長野原草津口駅 解散

※マイカーで参加の方も車内での案内を聞いて頂きたいのでできるだけマイクロバスにお乗り下さい。

マイカーは川原湯温泉駅前に駐車可能、解散後マイクロバスでそこまで送ります。

帰りの時刻表

長野原草津口駅13：10（普通列車）14：34高崎駅14：42（新幹線）15：36東京駅

長野原草津口駅13：51（普通列車）15：19高崎駅15：49（新幹線）16：48東京駅

長野原草津口駅14：45（特急草津6号）17：17東京駅（途中高崎駅15：55）

現地見学会参加費 3500円（車中の昼食込み）

※ 12月10日（土）以降の期間中の緊急連絡先は、下記宛に御願いします。

遠藤 090-8682-8610 または 佐藤 090-1845-6763

なお山間部のため携帯電話が繋がらない場合があります。

★ 申し込みは、同封の用紙に記入の上 11月26日必着で、下記宛に FAX または郵送でお送りください。E-MAIL の場合は必要項目全てを明記してお送りください。宿泊人数調整の都合上出来るだけ早めに確実な内容でお送りください。

★ 申し込み以降に変更が生じた場合至急ご連絡ください。
★ 送り先 〒181-0016 三鷹市深大寺2-27-13 佐藤 守

電話・ファクス 0422-32-9811 (電話は夜7時から11時のみ)

E-mailアドレス moru@parkcity.ne.jp

12月10日(土)以降の期間中の緊急連絡先は、下記宛に御願いします。

遠藤 090-8682-8610 または 佐藤 090-1845-6763
なお山間部のため携帯電話が繋がらない場合があります。

【総会資料作成について 事務局から御願い】

各地の運動の報告をお寄せください。総会は時間の制約もあり各地の報告を十分に行なうことが困難です。それを補うため総会資料に各地の1年間の報告を資料として入れています。多忙のところ申し訳ありませんが下記のようにお送りください。

様式：B5版縦の用紙に横書き（B4の紙に2P分並べて印刷します）

ページ数：新聞記事等も含めB5で4PまたはB4横、で2p程度

締め切り：11月26日

送り先：181-0016 東京都三鷹市深大寺2-27-13 佐藤 守あて

E-mailの場合 moru@parkcity.ne.jp

テキストもしくはワードまたはエクセル形式の添付。

【会費の納入について】

都合で会費未納の方は総会までに納入を御願いします。振込先は下記へ。

郵便振り替口座 水源開発問題全国連絡会 0017-4-766559

年会費 団体 5,000円 個人 3,000円

<参考>「八ヶ場ダム、現地の状況と下流域の運動」



真新しい「歓迎」の看板と「絵に描いた餅」の代替地看板

現地の厳しい状況

八ヶ場ダム計画には、前号に掲載した歴史をご覧いただくと分かるように、1952年から現在に至る実に50年以上の経過があります。これからの先ゆきもまだ見えない状況ですから、ダム予定地住民は3世代から4世代にわたって、ダム計画に翻弄された状態が続こうとしています。

ダム計画が発表された当時、住民はダム絶対反対の運動を強力に展開し、ダム反対派の町長を誕生させた実績もあります。しか

し、ダムに反対する町に対し、「どうせダムに沈むところだから」ということで、狭い道路の拡幅や老朽化した校舎の建て直しなど、急を要する社会資本投資が行われないという行政圧迫を受け、さらに反対運動に対する様々な切り崩し工作が行われました。その結果、水没予定地住民も町も疲弊し、1985年になってやむなくダム計画を実質的に容認しました。

執拗な切り崩し工作は、水没予定地域住民や町民の間にダム反対派・賛成派の亀裂を生じさせることになり、地域社会の崩壊が進行しました。水没予定地域内に立地している旅館街は改装な

どを自主規制しました。「あの宿は補償金目当てで改装した」という陰口を嫌ったからです。

1985年に実質的にダム計画を容認したものの、国に対する地元住民の不信感は根強く、補償基準が締結されたのはそれから16年後の2001年でした。ダム計画を容認したのは「現在の街をそのままダム湖周辺に移転する」現地再建方式（ずり上がり方式）が提案され、現地で今までの生活を続けられるという夢を与えられたからでした。補償基準締結後にはすぐに代替地が準備されるはずでした。

ところが、代替地の造成は遅々として進まず、長野原第一小学校を除くと、代替地は今でもできていません。造成された代替地は、6予定地のうち、打越地区の1／4程度だけで、しかもライフラインが未整備です。そのため、個別の補償交渉に応じた人たちは、代替地に移ることができず、他の土地への移転を余儀なくされました。すでに半分以上の流出が進んでいます。流出に拍車をかけたのは、銀行や信金などが補償金を担保に地元住民に借金を勧め、期限がきたら返済を迫るというあくどいやり方でした。このときの儲けで地元の信金などは不良債権を解消できたと噂されています。流出が続くことにより、今は集落の存続そのものが危うくなっています。

代替地造成が遅れている直接の要因は、約束を守ろうとしない国土交通省の不誠実さにあります。代替地を造成して現地で生活を再建する方式にもともと無理があったという面もあります。何しろ山の斜面を切り開き、切り土したり、盛り土したりして平坦な地面をつくるのですから、代替地の造成には大変な費用がかかります。それに地質が脆弱で、周囲を防災ダムで囲まなければならないところですから、造成費用がさらに嵩みます。ダム事業費には代替地の造成費用は含まれていません。造成費用は分譲の収益でまかなうという国の考えにより、高い造成費用が跳ね返って分譲価格が法外に高いものになっています。代替地での生活再建を国が約束したのだから、代替地への移転が可能となるように国は分譲価格を政策的に下げる責務があるはずなのですが、責務などという言葉は国には通用しないようです。

代替地の分譲価格は、宅地の坪単価がなんと15万円程度で、前橋の郊外レベルの価格です。このように法外に高い分譲価格ですから、水没予定地に広い土地を所有している人以外は、代替地に土地を確保しても家を建てる資金の余裕が出てきません。また、造成された打越地区をみると、北斜面であるため、冬が一段と寒く、居住などに適したところとは思えません。

最近、代替地への移転の意向調査が行われました。その結果はまだ公表されていませんが、水没予定住民の大半を占める川原湯、川原畑地区にはもともとは約270戸の家があったのに、代替地への移転を希望したのはその1／10以下であって、その結果、代替地の造成も大幅に縮小されてしまうという噂が流れています。

国は、もともと無理がある現地ずり上がり方式をバラ色のプランに仕立て上げて地元に提案し、ダム計画を容認させました。ダム計画を容認させれば、あとは用なしとばかりに、国はその約束を反故にして、代替地の造成を大幅に遅らせ、その分譲価格を法外に高いものにして、地元住民の追い出しをはかってきています。

このような状況の中、現地では国のやり方に多くの人たちが不信感を抱いてはいるものの、国に対する抗議、批判を公然と行うことはできない状況にあります。国にたとえ抗議しても、それで展望が開けるわけではなく、逆にダム推進派などから圧迫を受けることにもなりかねないからです。地元の人たちは、とにかく「先が見えない生活から一刻も早く脱したい」と苦悩の日々を送っています。

下流域の運動

2003年の八ッ場ダム基本計画変更提示を機に、下流域では八ッ場ダムの不要性が論議され、受益予定都県に対する監査請求、それに続いて受益予定都県の公金支出差し止めを求める住民訴訟が展開されています。

もう一方で、八ッ場ダム問題を多くの人に知ってもらうため、現地見学会・勉強会・シンポジウムなどの開催、チラシ・リーフレット・ブックレット、機関紙の発行など、様々な取り組みが行われています。

各都県に対する監査請求は、「八ッ場ダムは治水・利水両面で必要性がなく、災害の誘発など、

様々な災いをもたらすダムである。そのようなダム事業に公金を支出することは違法である」という主旨で行われました。各都県の監査委員は審議らしい審議をしないまま、事務局の言いなりに、監査請求を棄却・却下しました。現在展開されている、各都県を被告とした住民訴訟も、必要性がなく、災いをもたらす事業に公金を支出することの違法性を追及しています。東京地方裁判所へ提出した訴状を次に掲載します。

東京地方裁判所へ提出した訴状から「第1 請求の趣旨」

1. 被告東京都水道事業管理者は、ハッ場ダムに関し、つきの各負担金を支出してはならない。
 - (1) 特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金
 - (2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
2. 被告東京都水道事業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
3. 被告東京都知事は、ハッ場ダムに関し、つきの各負担金および繰出金を支出してはならない。
 - (1) 河川法第63条に基づく受益者負担金
 - (2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金
 - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金
 - (4) 東京都水道事業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金
4. 被告東京都知事は、東京都を代表して次の損害賠償請求をせよ。
債務者石原慎太郎（平成16年9月10日以前の1年間において東京都知事の地位にあった者）に対し、金1,960,000,000円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金
5. 被告東京都水道事業管理者は、東京都を代表して次の損害賠償請求をせよ。
 - (1) 債務者飯嶋宣雄（平成15年9月9日から平成16年7月15日まで東京都水道事業管理者の地位にあった者）に対し、金1,125,000,000円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金
 - (2) 債務者高橋功（平成16年7月16日から平成16年9月9日まで東京都水道事業管理者の地位にあった者）に対し、金205,000,000円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金
6. 訴訟費用は被告らの負担とする。

現在（2005年10月11日時点）では東京地方裁判所が5回目、水戸、宇都宮、前橋、さいたまの各地方裁判所が4回目、千葉地方裁判所は3回目の裁判を終えています。

どこの裁判も被告側がハッ場ダムの必要性を論議することを嫌い、「（狭い意味での）会計行為に違法性はない」として門前払いを求めてきています。原告弁護団はハッ場ダムの必要性・有害性を論議する本論に入るべく努力をしています。

原告弁護団と原告は、パワーポイントを用いて視覚にも訴える原告陳述など、分かりやすい裁判にするための工夫を重ねています。裁判終了後には弁護団からの解説を中心とした報告会が毎回開かれています。これらの成果は、「傍聴席はいつも満席」というかたちで現れています。

ハッ場ダム訴訟については、

「ハッ場ダム訴訟」HP <http://www.yamba.jp/> に、

ハッ場ダム問題に関する各種情報とイベントのお知らせ等は

「ハッ場ダムを考える会」HP <http://www.yamba-net.org/> に

掲載されています。

どちらも随時更新されているので、最新情報を見ることができます。是非ご覧ください。



分譲基準案に正式に合意し、協定書に調印する水没5地区の代替地
分譲基準連合交渉委員と国交省関係者ら=長野原・若人の館

ハツ場ダム建設

水没5地区と国交省

分譲基準合意で調印

代替地 今後は個別交渉に

長野原町でのハツ場ダム建設に伴う水没5地区（川原湯、川原畑、林、横壁、長野原）の代替地分譲基準連合交渉委員会（秋原昭朗委員長）と国土交通省は7日、代替地の分譲基準案に正式に合意し、同町与喜屋の若人の館で調印式を行った。計画浮上から半世紀が経過する同ダム建設で水没5地区と国交省の交渉はすべて終了し、今後は基準案をもとに個別交渉が行われる。

調印式は水没地区代表者や各行政機関関係者ら約六十人が出席。小寺弘之知事、田村守町長らが立会人となり、秋原委員長と国交省関東地方整備局の門松武局長が協定書に調印した。交渉結果は

満足できるものではないが、子孫に誇れるようないいさつした。住み良い故郷をつくるよう努力していきたい」と述べた。

分譲基準案は、水没住民が移転する代替地の分譲価格、分譲者の条件、分譲する土地面積の上限などが示され、生活再建の基本となる。二〇〇三年一歩。住民の暮らしが安定するよう、今後は地元の生活再建に全力で取り組みたい」と述べた。

分譲する土地面積の上限などが示され、生活再建の基本となる。二〇〇三年十二月に国交省が同委員会に提示。その後、一年八ヶ月にわたり各地区

で協議が進められ、七月下旬の同委員会で基準案了承の意向が示された。五百地区では、水没する三百四十世帯を含む四百二十二世帯が移転対象。川原湯、川原畑地区を中心百八十世帯以上は代替地以外の場所へ既に移転している。

国交省は、本年度中に予定される代替地の分譲開始に向け、移転対象者に配布した意向調査票を今月上旬に回収し、早ければ来月にも結果をまとめる。

ハシ場を洗却

新規化粧品の開発

「お？ だ？」「水」「圓松」老婦はくつろぎの顔で、手を組んで、うなづいた。「お？ だ？」十津川は思ひ出でた。「それからどうした？」

廣州大學

後継者、景気…直撃

五歳の公民権も既に得た
ひまわりはまだ公爵室で育て
かわいがほほほほほほほほ

消える旅館

三十代では、本業を旅館業へ転じた者も主流になる。「七〇八年の廃藩置県後は、旅館業者が数強」の如き。



八場流

い少しに安堵感が自立とうに
なつた。

生活博物館

筆者からのお書き込み
を難題に思ふわけではありません。しかし五項目からなる
難しこ。筆者もお詫びいたり、地図算術問題のためか、生徒たちが何處か計画をつづらうとしている。
筆者もお詫びいたくないが、提出から一ヶ月後にならぬ
と結果がわからぬ。したが、随分に心配な問題

地域再構築へ意欲

玄関口 川端通駅前を 緊急命令せり
下りるべし 聞れた駒澤駅 代々木は三十秒
が限界だ。駅から音楽練習室 各店舗営業停止
施設がある秋葉原は二重構造で火事の
原因がなくなってしまう
う。約三十年間 運営軒。運営軒の本部がわ
組合

水經注

「羅御也二重好」

こんなにじき旅立つ
没有だ。



八ツ場に沈む

■8

竹林が、やる上に一本
一本の木が伸びた。た。
「三十年ぶりに煙だ」
一緒に作業をしていた
中島勝次さん(63)は、「行
った大人のお仕事にな
っていた。以前は子供の
事は二百年続いたが、こ
によると、八十軒以上あ
る。このあたりまだ、ま
たの地区は世帯数も人口も
いた世帯数が四年前の補
開で、なかなか絶壁を越えて
元住民の無病無災で、や
わらかにならなかった」。公務
官僚としての経験で、今は二十軒にな
り、それでもまだやがて減ってしまった。本当に、調査が進行中だが、転出
た野口良平さん(68)は、「か」と力なく話した。

それが百八本の火は明かでないが、地
区の慣習の中心「三ツ堂」
は、毎年八月十日は地区を裏三班に分
六日後の夜、そのそくの炎
が、辺りを幻想的な霧照
気とする。集まつた住民
は山の斜面から夜空に向
けて口笛と花火を次々
と吹き上げて、その夜を
祝ひへる。

故郷語るよすがひ

今年の「百八灯」の準
備は午後六時すぎから始
まった。集まつた人たち
が雑草で覆われた通路に
沿つて、同地区は十五軒
暮らす二百年以上跡ぐ
伝統行事

相次ぐ転出、地域で守る

川原畠地区の「三ツ堂の百八灯」で
行われられた花火

竹林が、やる上に一本
一本の木が伸びた。た。
「三十年ぶりに煙だ」
一緒に作業をしていた
中島勝次さん(63)は、「行
った大人のお仕事にな
っていた。以前は子供の
事は二百年続いたが、こ
によると、八十軒以上あ
る。このあたりまだ、ま
たの地区は世帯数も人口も
いた世帯数が四年前の補
開で、なかなか絶壁を越えて
元住民の無病無災で、や
わらかにならなかった」。公務
官僚としての経験で、今は二十軒にな
り、それでもまだやがて減ってしまった。本当に、調査が進行中だが、転出
た野口良平さん(68)は、「か」と力なく話した。

ハツダム建設で、五世
帯が水没する同地区は、新規
者にはまだ出でていようと
は、最終的に残るのは、
十軒を下回るとされる。

世帯数と人口の減少が
続く中でも住民は何とか
住み慣れた土地を守ろう
とする。その気持ちが伝
統行事を続けることにも
対策費金会は八月定例会
表れる。野口さんは「人
が減る大変だが、伝
統行事は続けなければ
いけない」と語る。中島さ
んは、「このままいくとこの
地区は、時代に遅れて
残るだけだ。だから、伝
統行事といつて、誰もが
こんなにまだ住み慣れた後の
時代に語り継ぐよ。がん
ばりたい。残る住民も移転
する住民も許す限りでは同
じだ。(笑)

「三ツ堂」川原畠地区の
やまと町の史跡。かつて産
業、闘争、民衆運動の
三つが並んでいたこと
からこの名が付いたとい
う。周辺には約七十体の
石碑や五種類が並ぶ。ハ
シタケ山で建設で水没する
ため地元が移転準備を進
めた結果、支局・新井正人
が担当しました。

利根川水系や淀川水系などの 河川整備基本方針を急ピッチで策定する動き

事務局

社会资本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会

全国の一級水系109水系のうち、今までに策定された河川整備基本方針は10月14日現在で32水系ですが、国土交通省は2007年度までに基本的にすべての水系について河川整備基本方針を策定する方針を打ち出し、利根川水系や淀川水系などの河川整備基本方針を急ピッチで策定する動きをはじめました。

といっても、河川整備基本方針の内容は旧河川法時代につくられた工事実施基本計画をほとんどそのまま踏襲するものですから、大変なエネルギーをかけないと出来上がらないというような代物ではありません。社会资本整備審議会にかけるという手続きを経なければならないだけのことです。本来は新河川法の理念に基づいて、すなわち、環境のことにも配慮して治水計画などを根本から再構築することに河川整備基本方針策定の意義があつたはずですが、そのような意義などはどこかに飛んでいってしまいました。

各水系の河川整備基本方針を審議するのは、長ったらしい名の「社会资本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」です。

10月3日、12日には利根川水系と淀川水系についての小委員会が開かれました。その前の9月26日に開かれた小委員会は吉野川水系と常願寺川水系（富山）が議題で、基本方針案をそのまま了承しました。吉野川と常願寺川の委員会はたった2回開かれただけでした。利根川水系と淀川水系も似たようなもので、10月3日は治水、12日は利水と環境をテーマとし、あと1～2回で終わるような雰囲気で進んでいます。

10月3日、12日の小委員会は利根川、淀川についてそれぞれ1時間、計2時間という委員会でした。3日、12日とも、40分程度、事務局（野々村河川計画課長）が説明し、残りの時間は委員のうち、地元委員（知事代理や一部の市長等）が要望のような意見を述べ、あとは専門家としての委員数人が意見を述べて終わりでした。意見に対する事務局の答えは3回目にまとめて行うということでした。とくかく急ピッチの委員会であって、利根川と淀川という日本で有数の大河川を本当に短い時間で、おそらく全部で3～4回の委員会で審議したことにしてしまおうというのですから、無茶苦茶なやり方です。

この委員会は一応傍聴可能となっているのですが、そのスペースが確保されていないので、3日の委員会では6人の傍聴を強引に認めさせたものの、そのうち、3人は立ち見となりました。

従前の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量（〇〇〇年に1回の最大洪水流量）の設定にあります。工事実施基本計画では基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによってダム建設の必要性をつくりあげてきました。工事実施基本計画の多くは30～40年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていました。その後、観測データがかなり蓄積されてきたのですから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていました。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずです。

ところが、国土交通省は、30～40年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をひそかにきめ、従前の基本高水流量は妥当であるという一応の根拠を出して、基本高水問題を終わらせるようになりました。国土交通省が示した根拠とは、流量確率法と既往最大流量による検証です。

流量確率法とは、毎年の最大実績流量から統計手法で直接、〇〇〇年に1回の最大洪水流量を求める方法です。それに対して、従来の手法は、まず〇〇〇年に1回の最大雨量を求めてその雨量から流出モデルを使って〇〇〇年に1回洪水流量を求めるやり方で、雨量確率法といわれているのですが、この計算手法は計算者の判断要素がいくつも入るところがあるため、恣意的に数字を大きくすることが可能でした。それに対して、流量確率法はもっぱら統計計算ですから、本来は客觀性のあるものです。しかし、国土交通省の〇〇知恵というべきでしょうが、実績流量として観測流量を使わずに、別の数字を使って流量確率計算を行うというテクニックを弄するようになりました。すなわち、観測流量には氾濫流量やダム調節量が入っていないということで、それらを加算したものなどを使うようになったのです。氾濫流量などは適当に膨らませることができますから、実績流量を大きくすることができます。その他に統計手法として大きな値が算出されることが最初から分かっている、相応しくない手法もわざわざ入れるようにしています。また、既往最大流量の方は随分昔のことですから、適当に数字を膨らませることができます。

利根川と淀川については基本方針の案そのものはまだ提案されていませんが、3日の会議資料には次の計算結果が示されていました。

利根川の八斗島地点の基本高水流量 22,000m³/秒について

流量確率法による検証 20,200～30,300m³/秒

既往洪水による検証 1947年洪水 22,000m³/秒

検証の結果 基本高水流量は妥当

淀川の枚方地点の基本高水流量 17,000m³/秒について

流量確率法による検証 13,200～17,600m³/秒

既往洪水による検証 1885年洪水 17,000m³/秒 1802年洪水 22,000m³/秒

検証の結果 基本高水流量は妥当

流量確率法と既往最大流量による検証を行った結果、従前の基本高水流量は妥当だという結論です。しかし、利根川についてはハッ場ダム裁判の関係で住民側は同様な検証を行っていて、22,000m³/秒が非常に過大であることを明らかにしてきています。ところが、国土交通省の検証では同様の手法を使いながら、22,000m³/秒が妥当だということになってしまふのです。数字の操作によるものです。

セレモニーとしての社会资本整備審議会の小委員会

基本的な数字は工事実施基本計画とほとんど何も変わらないのですから、河川整備基本方針を策定するといつても、従前の工事実施基本計画のうち、河川整備計画に書くべきことを抜いて、その表紙を取り替え、「河川整備基本方針」という表紙をあらたにつけるだけのものです。

そして、たいそうに社会资本整備審議会の小委員会で審議するといつても、短時間の会議を数回開いておしまいというものです。小委員会の構成は、専門家としての委員が約20名、地元代表的な委員（市長等）が数名、あとは各都道府県知事ということで合わせて30名強というところですが、専門家の意見は理解の浅いものが多く、科学的な審議など、とても期待できるような構成ではありません。セレモニーとしての委員会なのです。

河川整備の基本となるべきものが全く形式的な手続きを踏むだけで、セレモニーとしての委員会を通過するだけで、決定されていくのは本当に腹立たしい限りです。

セレモニーだけの審議に終わらせないようにするためにには、大勢の市民が押しかけて審議の様子を監視するとともに、市民からの意見書を委員会にどしどし出していく必要があります。現実の委員会は傍聴可能になっているとはいえ、傍聴席がほんの少ししか用意されておらず、また、意見書を出しても受け付けるかどうかも分からぬ状況です。そのような状況に風穴を開けるためにも、委員会の傍聴に大勢の市民が押しかけて、真に開かれた委員会にすることを求めていくことが必要です。是非、皆様も委員会の傍聴にご参加ください。

また、上述のように、国土交通省は数字の操作で「従前の基本高水流量は妥当である」という根拠を出しています。その計算のカラクリが明らかにするため、事務局では情報公開法により、各地方整備局に対して計算の元データの開示を求めました。

なお、河川整備基本方針は長期的な方向を示すものであって、ダム等の具体的なものに踏み込むものではありません。ダム等の具体的な内容を記す河川整備計画の段階で私たちは何としてもダム等の記載に対抗していかなければなりませんが、その前哨戦として、河川整備基本方針の策定に対しても私たちはできるだけの対抗措置をとっていかなければなりません。

河川管理への「住民参加」は夢幻の彼方か？

～異常なスピードの河川整備基本方針策定（1級河川）と「流域委員会」～

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長 近藤ゆり子

1997年河川法改正により定められた「河川整備基本方針（＝河川法第16条：以後「方針」という）」は、各河川の治水計画の根幹をなすものです。この策定過程には一切市民・住民参加の法的規定がない、という意味で大きな問題があり、実際これまで策定された「方針」は、1960年代後半～70年代前半の（対象とするデータ数も少ないうちに）過大に設定された基本高水流量を追認し続けてきた、という問題もあります。

この「方針」を審議する「社会资本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」の第1回は2001年11月27日、第2回は2001年12月19日に行われました。2002年に2回、2003年に4回、2004年に6回、2005年4月までに2回。良かれ悪しかれ「ゆっくり」ペースです。

ところが、この9月からは、第17回（9/7 庄内川水系、沙流川水系、紀の川水系）、第18回（9/16 常願寺川水系、吉野川水系）、第19回（9/22 庄内川水系、沙流川水系、紀の川水系）、第20回（9/26 常願寺川水系、吉野川水系）、第21回（10/3 利根川水系・淀川水系）、第22回（10/12 利根川水系・淀川水系）という頻度で開催されています。大きな水系の「方針」を1時間×3回程度の審議、1ヶ月ほどで次々と「あげて」しまう、ということのようです。

しかも、ここで一方的に「審議」に付される基本高水流量の数値は「従前通り」。その科学的根拠が疑われています（いわゆる「ダム反対運動系」ではない学者からも疑問が呈されている）。

これは一体何を意味しているのでしょうか？

河川法は16条「方針」に基づき、20年～30年のスパンの河川整備計画（第16条の2）を策定することを予定しています。「16条→16条の2」です。

しかし各地ではそれぞれ「流域委員会」という名称の、河川法に基づかない委員会（＊1）を設置し、河川整備計画の議論の場を作っていました。

「河川法第16条と河川法第16条の2の時系列（上下関係）をあえて逆転させようとする」ことに、筆者は、ある種の河川管理者の意思を感じ、「積極的なものとして受けとめたい」と考え、特に淀川水系流域委員会（＊2）に注目してきました（他の流域委員会にも「それなり」の目配りをしてきましたが）。

「『原則ダムなし』河川整備計画」への市民参加の議論が、霞が関「だけ」で決められる河川整備基本方針に反映されるという「逆転」に希望を見出したかったのです。

しかし、異常なスピードで「河川整備基本方針の審議を『あげて』しまう」、本省河川局河川計画課の今の方針は、筆者が「積極的なものとして受けとめた」部分のすべてを押し流してしまう感じます。それが本省河川局の、現時点の意志－10年間の帰結－のようです。

12月3日、淀川水系流域委員会の地元・大阪で日弁連シンポ「河川管理と住民参加」が行われます。将来に希望の見いだせるものになるといいな、と思います。

* 1 淀川水系流域委員会は、発足当初その規約で

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局が「淀川水系流域委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

第2条 委員会は、淀川水系河川整備計画〔直轄管理区間を基本〕の策定にあたり、同河川整備計画について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。としていました。（今は第2条が変わっている。<http://www.yodoriver.org/about/kiyaku.html>）

* 2 淀川水系流域委員会は「当初の委員選考」および「事務方」を、設置した河川管理者（近畿地整河川部）から切り離すことで、「原則ダム無し」の中間とりまとめ（2001.5月）、提言（2003.1月）を出した、筆者は理解している。

国交省 収用申請取り下げ

川辺川ダム

現行計画 白紙に

本体着工の遅れ 確実

国土交通省は十五日、川辺川ダム建設に伴う流域漁業権や土地の収用裁決申請を取り下げた。ダム建設計画発表から四十年目。現行のダム事業計画はいつたん白紙に戻り、同省は基本計画の練り直しを迫られる。ダム本体の着工が遅れることは確定で、二〇一四年度としている工事終了の時期は不透明となった。

国土交通省は今後、ダム建設

への道筋を判断した。

同日午後、東京・霞が関

福岡市で会見した国土交通省

の佐藤信秋事務次官は、先

に述べた。

地改良事業（利水事業）の新計画策定をじらみながら、ダム基本計画の見直しを進める。新たな基本計画には県議会と知事の同意が必要となる。

同省は、熊本県収用委員会の勧告に応じ、収用裁決申請をいったん取り下げる

本侃會は「国土交通大臣の決断に敬意を表します」とのコメントを発表した。

国土交通省は1001（平成九年）年十二月、土壟収用法に基づき、流域漁業権

が、水没予定地となってい

た」と説明。九州農政局に

対し、早急に新利水計画の策定を求める考えをあらためて示した。

同整備局の担当事務官が

県庁内の県収用委員会に申請取り下げ書を提出、

請取り下げを勧告。応じなかった場合は、二十六日に下作業に入ると明言していた。

（鶴井宏二、中原功一郎）



収用裁決申請の取り下げについて述べる佐藤信秋事務次官=15日、国土交通省

目的の一つである川辺川土地改良事業（利水事業）の新計画策定をじらみながら、ダム基本計画の見直しを進める。新たな基本計画には県議会と知事の同意が必要となる。

同省は、熊本県収用委員会の勧告に応じ、収用裁決申請をいったん取り下げる

ことと手続の長期化を避け、あらためてダム計画を練り直し収用手続きをやり直した方が、ダム本体着工が遅くなることなどが大事。国土交通省として

強くお願いし、連携を取り締めることで走る」ということではな

ど、水没予定地となる球磨郡五木村の土地の

川辺川ダム 国が球磨郡相良村で、球磨川の最大支流 川辺川をせき止めて造る治水や利水、発電などの多目的ダム。1966年に計画が発表された。総貯水容量1億3300万立方メートル、総事業費は20050億円に膨らむとしている。ダム本体の工事は漁業権などの収用のめどが立っていないため未着手。水没する同郡五木村の代替住宅地建設や道路整備などの事業は既に行われている。

日本新聞
2005年9月16日朝刊

「約束を守れないのは「結果論」？」

～徳山ダム残存山林「公有地化事業の進展」の不思議～

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長 近藤ゆり子

10月7日、「第5回徳山ダム事業費管理検討会」が開かれ、「事業費を負担している岐阜、愛知、三重の三県と名古屋市は、ダム上流の旧徳山村村民有林の公有地化事業について、地元の揖斐川町が事業主体として加わることで了解した」（岐阜新聞10／8朝刊）とのこと。中日新聞は「反対表明をしていた地権者代表の八地区会長会からも理解が得られているという」と報じています（添付新聞記事参照）。しかし、「私たちが納得しているはずがないのに、会長会が了承するのはおかしい」とおっしゃる地権者の方も（複数）おられ、何やら魑魅魍魎の世界も窺われます。

そもそも「公有地化事業」は「西谷道路（＊1）を建設するのは、環境対策に大きなお金がかかる。財政的に不可能だから、その建設費をダム周辺の山林保全措置制度（＊2）に充てる」というものです。249億円を注ぎ込んでも、西谷道路は出来ない、ということです。

*1：揖斐川を遡ると、徳山村本郷で東谷一本流と西谷に分かれる。西谷には、上開田、戸入、門入の集落があった。上開田は本郷にほぼ接しているが、戸入、門入はかなり奥である。むしろ、昔は、門入の方が、近江に向かって開けていたとも言える。門入、戸入、という名称はそれを表している。

*2：2000年度概算要求をするのに際し、建設省河川局が創設した予算措置。通称「公有地化事業」。

徳山ダム以外にも適用事例はあるが、規模は比較にならないほど小さい。

H12年度河川局関係予算概算要求 <http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/yosan/h12budget/990819p12.html>

<1. ダム周辺の山林保全措置制度の創設> 自然環境に配慮するとともに経済的なダム事業を推進する観点から、林道の付替に代え、地元自治体が林道の周辺山林を保全する施策(取得等)を講じる場合に、林道付替に要する費用の範囲内で事業者が負担できる制度を創設

1986年に「甲=岐阜県揖斐郡徳山村/徳山村村長/徳山村議會議長、乙=水資源開発公団/理事中部支社長、立会人=岐阜県/岐阜県知事」という形で締結された公共補償協定は、ダム湖に沿って西谷に入る道路を確保する、というものでした（「付替道路等の基本計画」付属地図2P後参照）。集落としては水没しない門入では、「故郷の山への往来を保障する」との約束があるから移転補償に応じた、という人も少なくありません。実際、雪のない間中は門入に暮らしている方も居られます。

2001年春、旧徳山村を編入合併した藤橋村と水資源開発公団（現水資源機構）が、旧徳山村の方々には何の相談もなく公共補償協定を変更し、「岐阜県を事業者とする公有地化事業」を不動の既定方針として発表しました。公共補償協定締結の経緯からして、旧村民に何の相談もなく「徳山村を継承した藤橋村」と水公団（及び立会人・岐阜県）だけで協定を変更するのは無理があります。筆者の知る限り、徳山村民は、今もってこのような「協定変更」を受け容れていません。

国や水機構が「環境への配慮」などと美辞麗句を並べる前から、残存山林の管理の「問題」は存在しました。経過を追ってみます。

・ 1996.春 徳山ダム審議会に「徳山ダム残存山林を考える会（会長H氏）」から、要望書が出される。「故郷から離れて、残存山林の管理もままならない。公有地として買い上げてほしい」。

6月の公聴会でもH氏、同旨の発言。

それまで数年にわたって水公団、岐阜県、藤橋村に要望してきたとのこと。岐阜県水資源室（水資源課の前身）は、今後話し合って行こうとH氏らに約束。

・ 1999.5月 「西谷道路建設工事の影響で、クマタカFつがいの育雛失敗」が明らかになり、一時工事も止まる。

・ 1999.12月 水公団は3年間のワシタカ類調査の結果分析を依頼したNACS-Jから、工事を止めて調査すべき」という意見を受けとると、直ちに「それは出来ない。予定通り工事を続ける」と発表。

・ 2000.5月 「徳山ダム本体起工式」でH氏は村民代表として鍵入れ式に参加。挨拶で「残存山

林問題が解決していない」と訴える。

- ・ 2000.9月 藤橋村島中村長は「ダム周辺の山林保全措置制度」適用の方向で事務作業を進める方針を明らかにし、下流自治体に意向を伝える。（H氏にも、他の地権者にも伝わっていない）
- ・ 2001.3月 岐阜県、大垣市など揖斐川流域25町村、水公団は「徳山ダム上流域の公有化に関する確認書」を締結。藤橋村と水公団（立会人＝岐阜県）は「公共補償協定書（S61.3.15）の一部を変更する協定書」に調印。同時に岐阜県を事業者とする「公有地化事業」を既定方針とする。
後に、下流自治体や事業評価監視委員会、マスコミには、この「西谷道路を作らない、残存山林は全部公有地化する」という方針は「ありのまま残そう大作戦－環境への配慮のためー」と喧伝された。
- ・ 2001.5月 旧徳山8集落の残地代表者連名にて協定変更に抗議。公共補償協定の遵守を申し入れ、「対応策の具体化まで共有地及び私有地への調査立入禁止」とし、一時工事はストップした。
- ・ 2002.3月 水公団は、「管理会長会」で説明会実施状況について総括を発表。「協定変更及び公有地化について白紙撤回しない」「各集落から出された申入書は撤回してほしい」
- ・ 2003年中、岐阜県と水公団（水機構）は「お詫び説明会」に終始。
- ・ 2003.12月 水資源機構が、中部地整事業評価監視委員会に、「公有地化事業」の資料を示す。
<http://homepage3.nifty.com/waterchubu/sub1/pdf/151210hyoukah20.pdf>

これ以後、前号で報じた「八地区の会長」連名一八地区会長会名一での強硬な申し入れまで、特に表だった動きはありませんでした。

「環境に配慮すると、249億円かけても造れない」ということで、西谷道路は作らない、公有地化する、としたのです。249億円＋アルファ（岐阜県・愛知県・三重県が出す？）で、「道路も公有地化も出来る」という話は、根本的に「おかしい」。

旧坂内村からホハレ峠を越える道路を作るというのは「悪くない」案かもしれません（私－近藤－はホハレ峠は、その名称もたたずまいも大好き。林道が崩れて通れなくなっていることは残念に思っています）。しかし、環境に配慮し、かつ「距離は長くても往き来しやすい道路」を作るとなったら、巨額の建設費が要ります。お金は一体どこから出てくるでしょうか？上記249億円の中で「作業路建設費」は25億円～33億円となっています。国交省は「公有地化事業費として、この249億円に上乗せすることはあり得ない。全体事業費も（縮減するつもりはあるが）、増額は全く考えない」と言い切っています。

公有地化を望む地権者からの買い取り資金216億円を縮減して捻出するのでしょうか？もし そうなら、それはそれで、到底受け容れられない地権者も居られる（意向は纏まらない）。

財政が逼迫している上に何のメリットもない愛知県や三重県が多額の負担をするでしょうか？

こうなると「西谷道路ではない作業路を建設して、故郷の山林にアクセスできるようにする」というのは「永遠の幻」ではないか、と思えてきます。

試験湛水開始前に、揖斐川町主体、岐阜県も水機構も列席して、賑々しく「作業路の着工式」くらいはやるかもしれません。後は「予算が足りない。財政が厳しい」で、道路らしい道路は一体いつ出来るのやら分からぬ状態一軽い四輪駆動がやっと通れる道は造るかもしれない、奥に国有林もあるからーのまま、長々と放っておかかる…そのうちに、先祖から受け継いだ「山」に思い入れを持つ人は死に絶える、で、話は立ち消える…。

誤魔化しでも何でも、とにかく残存山林の地権者の「試験湛水開始の同意」をとってしまう、後は「釣った魚に餌はやらない」で行く、ということにならぬでしょうか？

これまで「公共事業」「ダム事業」で余りにも繰り返されてきた構図です。国側の「騙すつもりはなかった。難しい問題があつて、時間がかかった。結果的に当初の話の通りにはならなかつた。あくまでも『結果論』」という言い訳も山ほど聞きました。

またまた「強者にだけ都合の良い論理」で、ダム水没地の方々は翻弄されるのでしょうか？

徳山ダム裁判控訴審

<9月20日の口頭弁論 ◎は裁判長の発言>

◎行政訴訟：「主張は今年度中に出して下さい。証人採用については…。難しい言葉や数字が並ぶ話なので、当面書面でやりとりしてから採否を決めます」

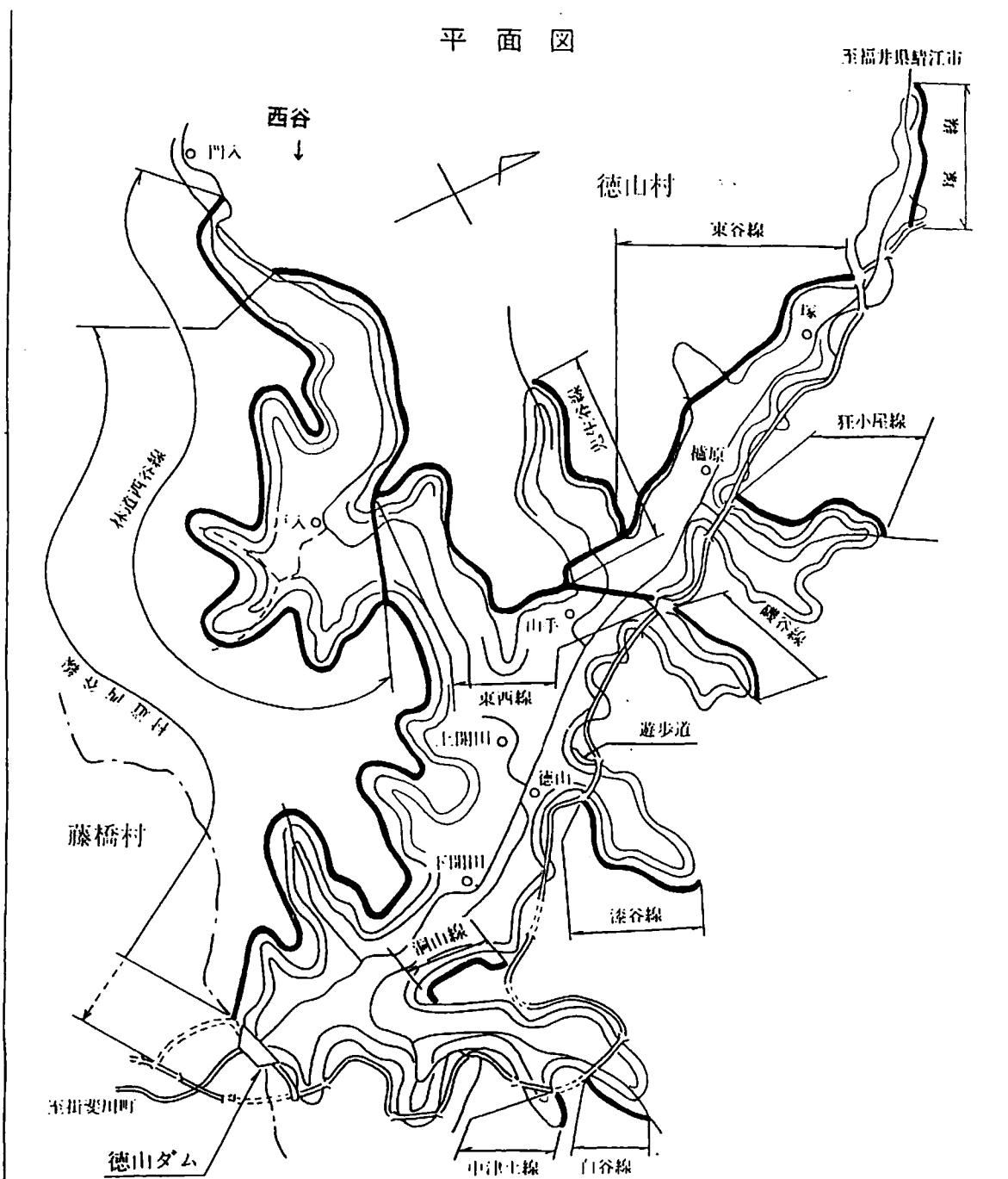
◎住民訴訟：「（徳山ダム事業実施計画変更があったので監査請求をやり直すべきかどうか、という議論につき）変更の程度とかが問題なような気がしますが、控訴の方の主張はこれ以上ありませんか？場合によっては次回結審します」「すでに支出した分を賠償請求とする件は、被控訴人が不同意なので却下」

住民訴訟の「監査請求前置の有無」の話は、どう考えても「高裁裁判長の、判例読み取りの大誤解」。これで「控訴却下」なら、上告するしかない、という意思を確認しています。

次回は 11月21日（月）13:30～ 行政訴訟・住民訴訟

＜図＞ 1986年3月15日締結「公共補償協定」「付替道路等の基本計画」付属地図
(「徳山ダムの記録」p467より)

この「公共補償協定」では、ダム湖を全て巡る道路が計画されている。今は本流（東谷）左岸の国道417号線のみが「建設中」となっている。



揖斐川町

往来確保の 旧村へ公有地化へ前進

校門前で、通学中の娘「タマ」に上り詰めたのが四歳の山林を眺め、「上へ登るが何よりも公有地化計画で、沿岸の櫛田町が田代へのアケセス道路を整備。着工したが、大雪を経た。計画されるといふは、田村の山林の地権者が「西園へのアケセスルートが想いださない」として難色を示すがわたり、町がルートを整備していくが、一步前進せり。

徳山ダム上流域の保全を考える初会合
岐阜県・揖斐川上流の完成に向け、七百名で開かれた。

**有地化で年内協定
ダム 買収と管理、正式決定**

県が買収・管理する「公有地化計画」が実現して、いた西原市が、買収は岐阜県に担当された。名古屋市での日開かれた「根尾タクシ事業費賃貸理賃会議」で、「タクシ事業費賃貸を実現するため、三重県が名古屋市が手を組んで取り組むべき」との意見が述べられた。

05.10.08 中日
代表の八幡区長会議が開かれて、代理が得られており、公有地化に賛成する。約二四〇十九億円がタマム事業費から支拂われる。
機械は領用し、公有地に設置される作業場にて、

ガードレール設置を行う

国土交通省中部地方整備局と水資源機構中部支社が主導し、学識経験者と、大臣事業費を拠出する東京三原と名古屋市のアクセス路に「なら得る」と示唆。タム網の管理用道路と船についても、古里への再訪問に便宜供与する考えを示した。

岐阜県揖斐川町の猿山は第三者的監査法人による

ダムの用地取得に絡み、天然林や希少野生動物などの自然環境を保全する同時に、体験学習や開拓研究の場として活用することとした基本的なことが示された。

不適切な契約なれば時代」問題で、同機関は「との契約などについて」「不適切な事実を見受けられなかつた」とする結果を発表した。機関は

なかつたと結論づけた。
用取報をめぐつては
今年一月二月に事業の
停滯を避けるため関係地
権者に、それぞれ一千万
円以上が機械やソーチケが
ら渡されたことが発覚。
関係者が処分された。

地中から大量ごみ 自治会調査 住民ら募る不信感

感 05.07.21
中日

新規の開拓ある日本

一九

卷之三

回の物語

地圖

22

渡良瀬遊水池における新たなたたかい 大規模掘削計画の再浮上

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

渡良瀬遊水池の歴史と自然を守っていく上で現在の最大の課題は、遊水池の治水容量の増強ということで再浮上している大規模掘削計画です。これは第二貯水池計画に含まれていた治水容量の確保のため、第二調節池をほぼ全面的に掘削しようというものです。当初計画の治水容量は500万m³でしたが、もしこれが実施されれば、第二調節池全体を1mも掘削しなければ確保できないほどの大きさですから、遊水池の自然に非常に大きな打撃を与えることは必至です。第二貯水池計画の中止に伴って、治水容量の増強は今後検討すべきこととして先送りされたはずでしたが、国土交通省利根川上流河川事務所は2003年度から方針を変えて、治水容量の増強を前面に持ち出すようになりました。それとともに、渡良瀬遊水池の将来を住民とともに考えていくという同事務所の姿勢もがらりと変わり、十数年に渡る話し合いによって培われてきた住民協議会と同事務所との信頼関係も白紙に戻ってしまいました。第二貯水池建設計画の中止を勝ち取った喜びもつかの間のことでした。

9月16日に別記のとおり、下野新聞に「第二貯水池計画が再浮上 渡良瀬遊水地」という大きな記事が載りました。3年前に中止になった第二貯水池計画を治水目的で復活させるというもので、しかも、当初の計画より規模を大きくするというですから、私たちに大きな衝撃を与えました。

これは利根川上流河川事務所の佐藤宏明所長の談話に基づく記事ですが、記事に誤りがあるということで、同じ日の16日に利根上のホームページに別記のとおり、「一部誤解があるので当方の主旨を述べます。」というコメントがありました。

利根上のコメントではまだ検討中ということですが、渡良瀬遊水池で治水容量増強のため、大規模な掘削工事が画策されていることは紛れもない事実です。場合によっては、新聞記事どおりに、第二貯水池計画を上回る規模でこの事業計画が登場してくることも予想されます。

遊水池の歴史と自然を守るために、新たなたたかいの構築が必要となっていました。皆様のご支援をよろしくお願いします。



本州以南最大のヨシ原を有する渡良瀬遊水地。ハート型の第1貯水池の北東部が、中止された第2貯水池の建設予定地だった。



自然保護団体の反発必至

滋賀県遊水地に「第一貯水池を造る計画が実現」とした。国土交通省立根川・淀川河川事務所の佐藤昭男所長は十五日、下野新聞社の取材に対し、「河川法に基づいて整備計画を本年度中にまとめて公表する」と述べ、実現に意欲を示した。西宮水池は滋賀県淀水池総合開拓計画の中止を表明。たなびき沼部分は「引き続き検討する」とした。新たな貯水池は遊水地の橿生に大きな影響を与えることなく、自然保護団体の反対を必勝だ。

渡良瀨遊水地

治水目的 年度内に整備計画

代表世話人は「初めて」として、話で当然認めた。第一貯水池を通過すれば、貢献は運営機能が失われることになり、田舎者であるといふことだ。

「第2時水池」が再浮上

体がラマサル条約の登録指定に動かない。自然保護地としての面倒が施設開設されてしまった。佐藤所長は「環境に影響などないかね」と許可。料金の倍を支払うやうに自然保護区としての命

「お前が何を知る。親に詮解を教へた奴だ」
と呟つづつ。

「新・渡良瀬遊水池 自然と歴史の野外博物館に」

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会では、このたび、下記の「新・渡良瀬遊水池」（随想舎）を刊行しました

渡良瀬遊水池の歴史と自然の素晴らしさ、遊水池を守る今までの運動の経過、大規模掘削計画とたたかうための基本的な考え方、渡良瀬遊水池の将来像などをまとめたものです。

是非、お買い求めの上、お読みください。

ずいそうしゃブックレット14 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会[編]

新・渡良瀬遊水池 自然と歴史の 野外博物館に

A5判／並製／136頁／定価1,050円（本体1,000円+税5%） ISBN4-88748-127-6 C0036 ¥1000E

遊水池をラムサール条約登録地に!!

渡良瀬遊水池は、本州最大のヨシ原が広がる湿地帯、足尾鉛毒事件の犠牲となった谷中村跡地、たくさんの希少な動植物が生きている自然の宝庫です。

内
容

- カラーグラビア（8頁）
- 第1章 渡良瀬遊水池の自然
 - 渡良瀬遊水池の植物
 - 渡良瀬遊水池の動物——野鳥・哺乳類・魚
 - 渡良瀬遊水池の昆虫
- 第2章 足尾鉛毒事件と渡良瀬遊水池
 - 谷中村滅亡と田中正造
 - 谷中村遺跡保存の闘い
 - 足尾と渡良瀬遊水池
- 第3章 開発の波に抗して——残された壁面
 - 住民協議会の結成と初期の運動
 - 第二貯水池計画の中止と住民協議会の活動
 - 谷中湖の水質改善策——ヨシ原浄化池の構築
 - 新たな大規模掘削への闘い——治水容量の増強問題
 - 遊水池の乾燥化と湿地再生事業
- 第4章 渡良瀬遊水池の未来を見つめて
 - 渡良瀬遊水池・エコミュージアム・プラン
 - 「懇談会」とグランドデザイン
 - 渡良瀬再生に向けた「わたらせ未来プロジェクト」
 - ラムサール条約登録湿地への道



国土交通省利根川上流河川事務所のホームページ
(2005年9月16日掲載)

平成17年9月16日付け下野新聞掲載「「第2貯水池」が再浮上」の記事について

下記の事項について一部誤解があるので当方の主旨を述べます。

● 「第2貯水池」が再浮上」について

渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業は、平成14年8月6日の「渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業審議委員会」の最終答申を受け中止されたもので「「第2貯水池」が再浮上」という事は誤りです。

● 「治水目的 年度内に整備計画」「河川法に基づく整備計画を本年度中にまとめ、できるだけ早く公表したい」と述べ」について

河川法改正により、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を定める事となっています。「河川整備基本方針」は計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めるもので、「社会資本整備審議会」の意見を聴き定めるものです。また、「河川整備計画」は河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画を定めるもので、必要があると認めるときは河川に関し学識経験を有する者の意見を聴き、また、必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとなっています。現在、利根川については「河川整備基本方針」を策定すべく検討中です。

● 「利水部分が中止になったが、治水機能強化のためⅡ期計画（千百四十万トン）より大規模になる見込み」と示唆。その理由に上流の県営東大芦川ダムが中止されたこと、近年集中豪雨が頻発していることを挙げた。」について

渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業は治水容量500万トン、利水容量洪水期550万トン、死水容量90万トンの総貯水容量1,140万トンでありました。Ⅱ期事業が中止されたことにより、利水容量、死水容量は不要となりました。

また、東大芦川ダムの中止は例示として挙げたもので、思川開発事業が縮小になるなどダムが出来にくくなつたと述べたもので、東大芦川ダムの中止が直接渡良瀬遊水地の治水容量増加に結びついたものではありません。

ダムが出来にくくなつたことと近年集中豪雨が頻発していることにより、渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業の計画時点より条件が悪くなっているので、渡良瀬遊水地の治水容量はその時点より増える可能性があると述べたものです。

なお、文中内の「第二貯水池」の記載がありますが、当方は「第二貯水池」と言う表現はしていません。

国土交通省が進める利根川の堤防強化案で、家屋約270戸の移転が示された栗橋町。町ではいま、「町が」われる」「どこへ移転すればいいのだ」「首都圏の犠牲にされる」となど、様々な声が沸騰している。

町は県の支援を要請、問題解決に当たる方針だ。

利根川堤防強化で270戸移転案

旧関所など買収地内に

最初に町へ打診があつたのは昨年6月。「首都

国沿岸区段堤防強化対策事業として約2.6haにわたる町内の堤防を嵩上げする計画。堤防はそのままに約2.6haのそ野を広げる案だった。用地はすべて買収。堤

防に沿った上町ふれあいの宿場町「栗橋宿」は、その半分が姿を消す。宿場の中の県道も付け替えられ、旧日光街道の7番目になり、必要な用地も膨らんだ。

その面積が2.6haに及ぶと聞いて、斎藤和夫町長は「町のシンボルの歴史的遺産を失ってしまう。これでは町は『われる』と思う」と思つたという。商店街で3代続く燃料



利根川中流部の堤防拡幅計画

別記の新聞記事のとおり、今年の9月、利根川中流部・栗橋地点の堤防を約2kmにわたって約70m拡幅する計画が突如発表されました。それに伴って、埼玉県栗橋町の旧宿場町約2.6ヘクタールが買収の対象となり、270戸が移転を求められることになりました。ハッ場ダムの水没予定戸数は340戸ですから、この270戸は大規模ダム並みの移転戸数です。

堤防の拡幅といつても、川幅を広げるためではなく、堤防強化のために堤防のそ野をひろげるためのものですが、本当にどこまで必要なものなのでしょうか。

この計画を発表した国土交通省利根川上流河川事務所の佐藤宏明所長は、渡良瀬遊水池では住民協議会と前任者との間で今までに培われてきた信頼関係を反故にして、治水容量増強のための大規模掘削事業の推進を画策している人物です。渡良瀬遊水池の治水容量の増強は全く必要性のないものです。同様に、栗橋の堤防拡幅計画についてもその必要性の有無を徹底して吟味する必要があるようです。

(事務局)

店の吉岡良昭さん(63)は「うちほどの敷地の7割から8割が用地で残った狭い土地で商売を続けるのは無理もある」と嘆く。9月のカスリン台風による大洪水のあと、約20戸ほど町内に移動した堤

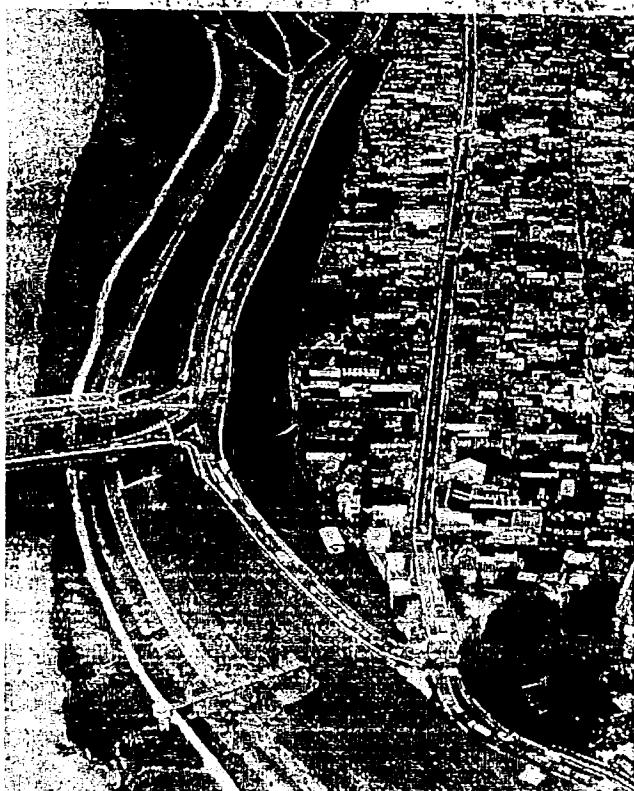
強化される堤防は47年ぶりで、上を国道4号が走る。その後、地盤沈下対策でかさ上げ工事はあったものの、58年が経過してしまった。江戸時代に利根川の流域を変えた川の縮め切り口も残る。國交省利根川上流河川事務所は危

険な場所とみて、強化を急いでいた。カスリン台風の被害で、堤防を背にした町で、危険を承知している住民たち。多くは反対ではないものの、大きな声がないのが広がる。町は昨秋から専門家を加えた勉強会で計画を検討したが、強化案では用

地でもあり、堤防を背にした町で、危険を承知している住民たち。多くは反対ではないものの、大きな声がないのが広がる。町は昨秋から専門家を加えた勉強会で計画を検討したが、強化案では用

70メートル幅×2キロ、計2.6ヘクタール 埼玉

埼玉の利根川



「一〇〇年」一度の洪水を想定し、国土交通省が昨年から始めた「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」で、埼玉県栗橋町の家屋約二七〇戸が移築案を示されたことなどがわかった。利根川の堤防の強化案に伴つものだ。タム建設による生産の移転と同じ規模となる。8月末には地権者説明会が開かれ、地元では突然の案に驚きと困惑が広がりこむ。国交省は都市機能の堤防の強化を全国で進めており、これがした様な問題は各地で次々と現れた。

茨城県と接する境界にある。人口約2万7千人。47年、カスリーン台風による豪雨で隣の大利根町で利根川堤防が決壊、栗原市内に及ぶ浸水被害は約1万8850戸だった。国交省から示された

の
防護化。堤防をいまの高
さのままで、すそ野を約
70倍広げる計画。それに
沿った町の土地約2.6
haが買収対象となる。
今後2年以内の合意や
用地買収又は両手で、同

近年、気候変動など
影響から、記録的な集
豪雨が多発する傾向に
り、各地で水害が繰
り返している。昨年の大

の えらねだぬ、土浦郡が中
壠した場合に流域で33%あ
田の被害が予想される範
囲へと近江三河にわたる
根川へと流域をもつてお

備ができる。町、行政、債権と話をしながから
進めなければならない」と語り、地元の理解が前
提であることを強調する。

「安全優先なら
反対できない

地元住民

都市部の防災急ぐ

国交省 10年で2000億円投資

堤防建設のため移転案が
でている地域。堤防沿い
の建物が対象となる=15
日午前9時25分、埼玉県
栗橋町で、本社へりか
ら、川口晴也撮影

堤の盛り土をした「スリーパー堤防(高規格堤防)」の整備が80年代後半から進められている。だが、最大な堤防の築造には長い年月と多額の事業費が

た事業であることを語り、三沿線の再開発と並んで、5~10年以内に成る所を示した。

整は「元併が

堤防抜幅270戸仁移転率

ついでに、住民への説明は80円で回行され、同町が意見を取らざるを得ないところとなりました。この場所は近世時代に旧日光街道の宿場町たり、「栗橋宿」。なまい壁の土蔵や古び木造の商店が、県道の両側に残っており、その土蔵や古び木造の商店が、県道の両側に残っていて、堤防側の家屋はほとんどが立ち退きを迫られ、田神の八坂神社や関所も盛り土の下となるといつて、3代続く種屋の坂脇昭夫さん(77)方は、そつくり用地内だ。「安全優先だと民は納得しな」と話すが、なぜかむやみに区段化もしてしまった。(宮城県次郎)

静岡県「太田川ダム」利水計画の基本的問題

ネットワーク「安全な水を子供たちに」会員 高田友吉

<http://www.geocities.co.jp/netmizu/>

静岡県「太田川ダム」利水計画は、遠州地域の4市2町に日歛56,300トンを新たに給水するものです。事業費は482億円が見込まれ、そのうち国庫金170億円、静岡県補助金約155億円、合計約327億円（事業総額の68%）の税金投入が予定されています。そのことで、静岡県企業局から関係自治体への卸価格（水価）のうち、基本料金はトン当たり21円（私どもの試算）になるところ、太田川ダム計画が加わる為に33円と57%割高の水道料金（基本料金）を背負わされる事態になっています。

尚、当該計画がムダな事業であることを裏付けるように、元県議員（保守系）も静岡県議会でその内幕を暴露しています。そのやりとりを下記に転記します。

「太田川ダムは、もう既に平成5年ぐらいからかなりもめていたはずでございます。私もひところ、浜松市の方々に頼まれて、要らないんだと、実は、太田川ダムのことは。浜北も要らない、浜松も要らないんだと。だけども、県から話があるから受けざるを得ないということを、私、じかにトップの方から聞いたことがあります。・・・・河川課長、当時、計画変更するとまで言いました。防災ダム一本でいくという腹を決めたときに、そこまで追い込まんしてくれと言うもんですから、私、廃止まで追め込めませんでしたけれども、当時、追い込んでいたらよかったですなど、今になつてみるとそういうふうに私今思っています。」

静岡県企業局の需要予測に準じて、関係自治体も独自で予測を行っていますが、新磐田市では『市町村合併に伴い合併効果が反映される。太田川ダムからの水は不要』として受水返上の要望書を提出しています。それに対して、人口80万人を擁することになった新浜松市（05年7月に合併）では、①（合併効果を反映させずに）過大な需要量算出、②井戸の大幅な休・廃止、③約2万トンの水源給水量をノーカウント、④無策な渇水対策・・・等の反市民的な計画を立案し、「太田川ダムからの受水が必要」との結論を導いています。以下、静岡県企業局と浜松市の予測の問題点の要約です。

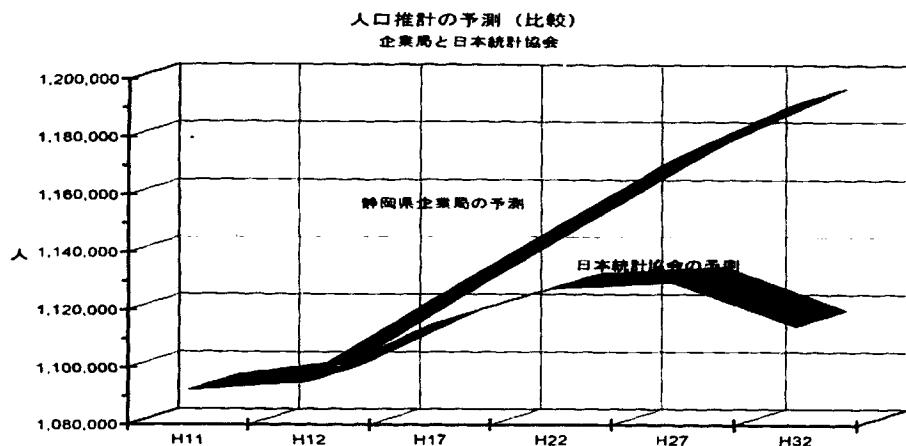
1. 静岡県企業局の水需要予測の問題点

当初の太田川ダム建設計画は防災ダムのみでしたが、国からの補助金増額を目論んで、途中から（利水を加えた）多目的ダムに変更されと巷間言われています。その為に、静岡県企業局は意図的としか思えないほどに過大な水需要予測を行っています。

（1）遠州地域全体についての過大な人口推計

「日本統計協会」の推計と比較して、（下記グラフのように）企業局のそれは77,500人も過

大になっています。（当該事業の完成年度である平成31年度）

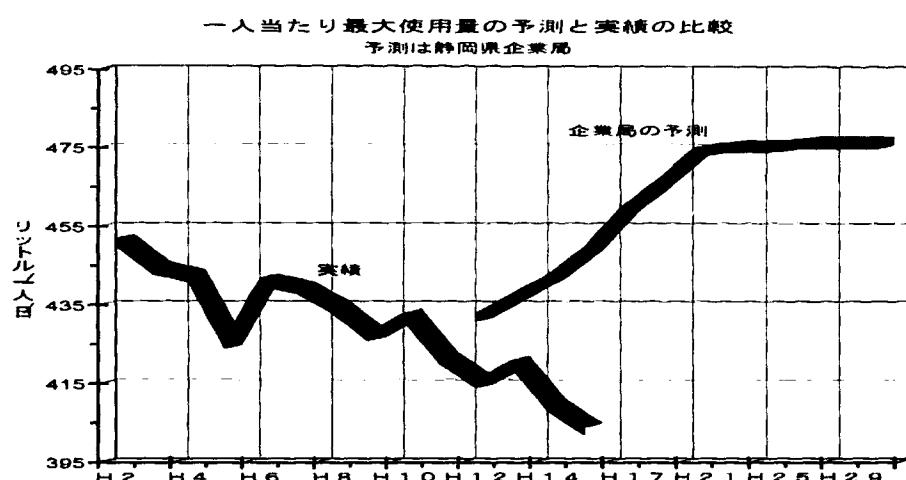


(注)

左の人口予測グラフ

- ・上線は企業局予測
- ・下線は統計協会

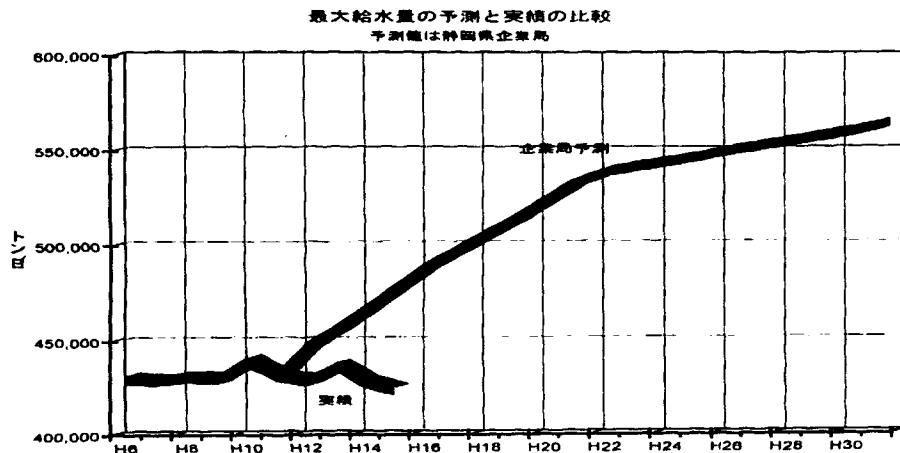
(2) 「一人当たりの一日最大使用量」の予測と実績の乖離



(注) 上の一人使用量グラフ 　・上線は企業局予測 　・下線は実績

実勢では「一人当たりの水使用量」は下降傾向が続いているにも拘わらず、企業局の予測では右肩上がりに増加し続けるようになっています。実績と予測との乖離が拡大し続けています。

(3) 「一日最大給水量」の予測と実績との乖離



「一日当たりの最大給水量」について、近年の給水量の実勢は減少傾向になっているにも拘わらず、静岡県企業局の予測は右肩上がりに増加するようになっています。予測年（平成12年）から僅か4年経ただけの平成15年度の実績では、予

測量との間で53,800トンもの乖離がでています。このように、「最大給水量の予測」が「実績」との間に大きな乖離が生じたのは、上記の（1）「人口推計」と（2）「一人当たり水使用量」の見込みが実勢から大きく離れている為です。尚、より客観的な予測をしたところ、事業完成年度であ

る平成31年度には、企業局のそれは約7万トン（日）も過大になっていることが判明しています。当然のことながら太田川給水計画は不要になります。

(注) 上の最大給水量のグラフ · 上線は企業局予測、· 下線は実績

2. 浜松市予測の問題点

(1) 合併効果を反映しない需要量算定

合併することで水道事業規模は大きくなります。従って、負荷率も向上することになりますが、浜松市の需要予測では、(下記グラフのように) 負荷率が低めに設定されており、合併効

果を全く無視したものになっています。(浜松市の需要算定では) 合併前の各自治体の最大給水量の記録日が同一日になるようにして、「一日当たりの最大給水量」を見込んでいます。

私共は、合併する自治体の「日毎の給水量」をみるなかで新市における実質的な「一日最大

給水量」を確認するとともに、(そこでの客観的な負荷率を求め) 水需要の将来予測を行ったところ、(負荷率として10年間の最低値を採用した場合でも) 浜松市の算定は10,000トン超の過大な見込みになっていることが分かりました。10年間の平均負荷率から算出すると20,000トン超の過大な需要量になっていました。浜松市のそれは妥当なものに見直しがされなくてはいけません。

(注) 上の負荷率グラフ 上線は実績、下線は浜松市の目標値

このことで、井戸水の削減総量は25,000トンにもなり、太田川受水総量25,100トンとほぼ匹敵することになります。

(2) 井戸水利用の大額な削減

合併する前の水源別割合からみた(全自治体の) 地下水依存率は33.5%でしたが、新浜松市になると26%まで下げられるようになっています。・・・その理由として、『全ての井戸は経年毎に揚水能力が低下し、いずれは一律に70% (計画給水量に対して) まで低下する』としています。結果的に、平成31年度までに16,000トンの水源給水量が減少するようになっています。揚水能力が低下すれば、井戸の補修や新設で現行給水量を確保すれば良いことですが、浜松市はその減少分はダムからの取水でカバーしようとしています。加えて、現在使用中の井戸で『水質が悪いものは全て休・廃止(9,990トン分) する』としています。

東海地震が迫っている中で、非常時の地域住民の生活を支える地下水確保は不可欠です。ま

た、渴水期の地下水の有り難さは今夏の各地の状況をみれば分かります。慌てて井戸開発に乗り出した自治体もあったことを忘れてはなりません。

(3) 渴水対策を太田川ダム受水に頼る愚策

浜松市の計画は、大幅な井戸水削減があっても「過大な需要量」を賄うことができる状態ですが、「水不足」をつくり出すために新たな条件を持ち出してきました。・・・『渴水期に天竜川からの取水が10%制限（24,000トンに相当）をうけることがあるので、その備えを（一年365日間にわたって）しておきたい。』と言うのです。新浜松市の太田川受水計画量は25,100トン（日量）ですので、どうもそれに合わせてこの渴水対策を言い出したように思われます。いずれにしても、その契約分だけでも基本料金として一日当たり82万8千円、一年で3億円の支払い義務が発生することになり、当然のことながら地域住民からの水道料金が充当されることになっています。しかし、一年に一回あるかどうかの渴水対策として、毎日83万円もの「保険金」を支払い続けることは、庶民感覚からみれば「愚かな選択」というほかありません。

■渴水対策として不足するのは僅か4千トン

実は、浜松市の計画は、渴水対策として使用できる水源給水量が約2万トンもカウントされていません。★詳細は・・・<http://www.geocities.co.jp/netmizu/hamamatsu-kassui-20000.html/>

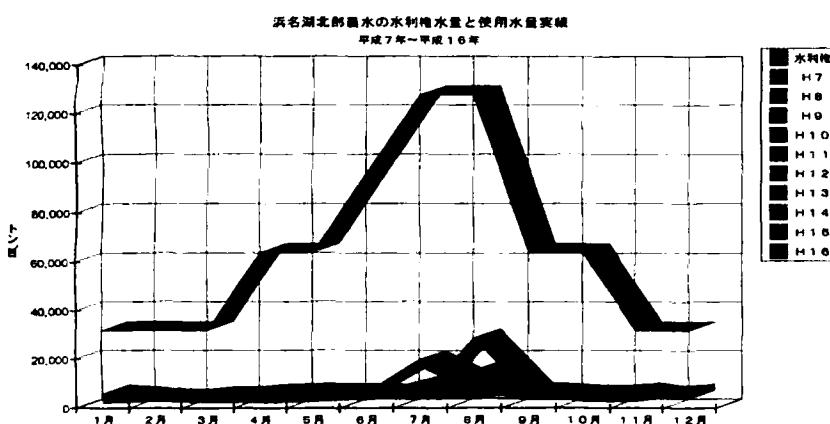
それら漏れている水源給水量を適切に確保すれば、不足する量は僅か4千トンです。（浜松市の「過大な水需要量算定結果」を百歩譲って是認した場合ですが・・・）

一方、国は河川法を改正して、このような非常時には「余裕ある水」の用途転用を図ったり、隣接河川からの融通を容易にするように手続きを簡略化しています。

その主旨に沿って、渴水対策用としての4千トン分の融通策を探ってみました。

・「河川法53条の2」に基づく水融通

異常な渴水状態（取水制限等の処置を必要とする渴水）においては、余裕ある近隣の河川から円滑に水融通を促進させる為の手続きが明記されています。・・・幸運にも当地域には「都田川ダム」があり、そこからの農水は水利権水量に対して夏期渴水期（6月～9月）には水利権水量に対して6万トン～12万トンと多量な水余りが発生しています。



（注）左の農水グラフ

上線は水利権水量、
下線は使用量の実績（H
7～H16）

この余裕ある「都田川」から
水融通を受けられるように関係
機関と調整しておけば渴水対策
は完結します。

ちなみに、私共の試算では、①妥当な需要算定と、②適切な水源給水量（井戸水も含む）の確保によって、平均給水量ベースで9万5千トンの余水の発生が予想されています。（ピーク時とされる平成30年度）